

利用料支払い証明書類について

フリースクール等への利用料の支払いを証明するもの（領収書）
フリースクール等へ支払った金額の内訳が確認できるもの（支払内容にかかる明細）
領収書の金額に利用料以外が含まれている場合等に必要です。

以下 1 から 5 までのすべての事項が記載されている領収書が必要となります。

「利用料」に相当する経費であることが確認できない場合、補助対象とならないことがあります。

（支払内容にかかる明細が別途ある場合、領収書か支払内容にかかる明細のどちらかに記載されていれば可）

必要記載事項

1. 支払者氏名：申請者(交付決定者)氏名 と一致している必要があります。
2. 支払目的：申請児童生徒に対するフリースクール等の利用料に相当する経費であることが記載されている必要があります。また、利用月の記載も必要です。
3. 支払先：申請頂いたフリースクール等の施設名の記載が必要です。また、利用料の受領者である施設運営者の名称もご記載ください。ただし、押印の有無は問いません。
4. 支払金額：利用料以外の金額が含まれる場合は、利用料が特定できる内訳が記載されているかご確認ください(補助金の対象は利用料のみです)。
複数月で 1 枚の領収書の場合は、月ごとの内訳を記載してください。
5. 支払日：原則、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの日付であることをご確認ください。
発行日が支払日でない場合は、別途利用料を受領した日を記載してください。